特定目的会社／導管性要件

1. 対象事業体の要件

① 流動化法に規定する特定目的会社名簿に登載されていること

② 以下の何れかに該当すること

イ) 1億円以上の特定社債を公募により発行していること

ロ) その発行した特定社債が機関投資家又は特定債権流動化特定目的会社（機関投資家等）のみによって保有されることが見込まれているもの

ハ) 優先出資が50人以上に引き受けられていること

ニ) 優先出資が機関投資家のみによって引き受けられたものであること

③ 優先出資及び基準特定出資の募集が募集毎かつ種類毎に50%超国内で行われる旨が流動化計画に記載されていること

④ 会計期間が1年以下であること

2. 対象事業年度の要件

① 流動化計画を遵守していること

② 他の業務を営んでいる事実がないこと

③ 特定資産の管理を他に委託していることまたは信託を利用していること

④ 事業年度終了時に一定の同族会社に該当しないこと

（ただし、「1②イ)1億円以上特定社債公募発行」、又は、「1②ロ)特定社債機関投資家等のみ保有」に該当するものを除く。）

⑤ 「配当可能利益」の90%超の配当を行うこと

⑥ 無限責任社員になっていないこと

⑦ 流動化計画規定特定資産以外の資産を保有していないこと

⑧ 特定借入れを行う場合には、機関投資家又は特定債権流動化特定目的会社からのものであり、特定出資者からでないこと